

お知らせ

ワシントン条約:商業目的取引の停止勧告(コモロ及びレバノン)について

2025年5月13日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2025年5月1日付けでコモロ及びレバノンとの取引停止勧告の通報が
出されました。当面の間、コモロ及びレバノンとのワシントン条約対象貨物の商業目的による輸出入取引を
自粛していただくこととなりますので御注意ください。

取引停止勧告は、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、締約国が条約履行のための国内法
が未整備であることやワシントン条約で義務付けられている報告が行われていないこと等、ワシントン条約
の常設委員会からワシントン条約を適切に履行していないと見做された特定の締約国との一定範囲の輸
出入の取引を停止する勧告が発出され、ワシントン条約事務局から通報が出されるものです。

コモロとの取引停止勧告に係る通報

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-061.pdf>

レバノンとの取引停止勧告に係る通報

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-062.pdf>

取引停止勧告の対象となっている締約国及び動植物種の一覧は以下をご参照ください。

CITES 事務局 HP

<https://cites.org/eng/resources/ref/suspend.php>

和訳参考資料

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/torihikiteishikankoku_wayaku.pdf

※法令上、ワシントン条約非締約国とのワシントン条約規制対象貨物の国際取引はできません。そのため、和訳参考資料には非締約国に対する取引停止勧告の記載をしておりません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723